ノートルダム清心女子大学試験細則

（趣旨）

第１条　この細則は，ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）履修規程第12条第４項の規定に基づき，本学における試験に関し，必要な事項を定めるものとする。

（受験の条件）

第２条　試験（レポート等提出を含む。）を受けることのできる者は，履修登録を完了した授業科目を履修している者とする。

２　休学中の者は，試験（レポート等提出を含む。）を受けることはできない。

（試験の方法及び実施時間割）

第３条　試験は，授業科目試験と卒業論文等の審査に分け，筆記試験，レポート，口述又は実技試験及び作品提出等による。

２　授業科目試験は，学期末及び学年末に期日を定め定期的（以下「定期試験」という。）に行うほか，授業科目によっては随時（以下「臨時試験」という。）行うことがある。

３　卒業論文等の審査は，卒業年次に行う。

４　定期試験の時間割は，試験開始１週間前までに，学務部教務係（以下「教務係」という。）の掲示板に公示する。

（定期試験実施上の注意事項）

第４条　試験室では，監督者の指示に従うほか，次の事項を守らなければならない。

一　受験する学生は，特別の指示がない限り，試験開始の５分前に所定の教室に入室を完了すること。

二　特に指定された場合は，指定の席で受験すること。指定されていない場合は，監督者の指示に従うこと。

三　受験中は，必ず学生証を机上に置くこと。万一学生証を忘れたときは，学務部学生係で仮学生証の交付を受けること。

四　試験室では，筆記用具（鉛筆，万年筆，ボールペン又はシャープペンシル，消しゴム），その他特別の指示のあったもの以外は，机上に置くことは認めない。

五　試験開始後20分までの遅刻は，入室は認めるが，試験時間の延長は認めない。また，試験開始後30分までは退室を認めない。なお，一旦試験室を出た場合は，原則として再入室できない。

六　答案用紙は，監督者が指定した場所へ提出すること。指定した場所以外へ置いて退出した場合は，無効とする。

七　携帯電話等は，電源を切った上で，カバン等の中にしまうこと。時計の代用として使用することも認めない。

２　臨時試験の場合は，前項に準じて行う。

（不正行為）

第４条の２　定期試験（レポート等提出を含む。）及び卒業論文で不正行為のあった場合は，その科目及び当該期に履修しているすべての科目の成績評価は０点とする。また，本学学則第54条の規定に基づき，懲戒を行う。

２　共謀の不正行為にあっては，依頼者及び被依頼者とも前項に準ずる。

３　臨時試験で不正行為のあった場合は，その科目の成績評価は０点とする。ただし，都合により定期試験期間の前後に実施する定期試験と同等の試験は，第１項及び第２項と同様に扱うものとする。

（追試験）

第５条　定期試験（レポート等提出を含む。）を病気その他やむを得ない理由のために受験できなかった者で，追試験を希望する者は，所定の期日内に，次表に掲げる書類等を添付し，教務係で所定の手続きを経て，授業担当者の許可を得た上，追試験を受けることができる。

受験できなかった理由	添付すべき証明書等
ア　病気･けが（授業出席扱い制度が適用される病気を除く）	医師の診断書等（受験できない状態明記のもの）
イ　忌引	続柄を証明する書類・会葬御礼状等
ウ　公共交通機関の事故等	事故･遅延証明書等（当該交通機関発行のもの）
エ　災害（地震・台風・水害・火災等）	官公庁等の公的機関が証明するもの等
オ　授業出席扱い制度の適用	授業出席扱い制度適用申請書の写し
カ　その他正当と認められる理由	理由を証明する書類・本人の申立書等

2　正当な理由により，あらかじめ試験を欠席することが分かっている場合は，試験前日までに前項に掲げる書類等を添付し，教務係で追試験の手続きをすることができる。

3　追試験は，１授業科目につき１回限りとし，受験手数料は徴収しない。

（再試験）

第６条　再試験とは，成績評価で不合格の認定を受けた者が，所定の手続きを経て受験する試験である。

2　再試験は原則として実施しない。ただし，次の各号を全て満たす場合に限り実施することがある。

一　当該授業科目への出席が総授業時間数の３分の２を満たしていること。

二　当該授業科目の評価点が30点以上であること。

三　「卒業年次に履修した科目」,「３年次第２期に履修した科目のうち，学科及び課程の時間割の都合により卒業年次までに再履修ができない科目」又は「３年次第１期に履修した科目のうち，隔年開講のため卒業年次に開講予定がない科目」。ただし，食品栄養学科学科科目にあっては制限をしない。

四　卒業に必要な科目又は免許・資格取得に必要な科目であること。

五　第１期及び第２期それぞれ２科目以内であること。ただし,食品栄養学科学科科目にあっては制限をしない。

3　再試験は，希望の申し出があった場合，所定の手続きにしたがって，所属学科及び当該課程による前項各号に関する確認を経て，学務部長が許可する。

4　再試験は，１授業科目につき１回限りとし，2,000円の受験手数料を徴収する。

5　再試験による授業科目の成績評価は，最高を60点とする。

6　追試験を受けた授業科目が第２項各号を満たす場合の再試験実施については，別途考慮することがある。

附　則

この細則は，1998年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，2005年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，2008年９月22日から施行する。

附　則

この細則は，2014年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，2018年１月10日から施行する。

附　則

この細則は，2019年４月１日から施行する。